



熊本県公報

号外 第 2 7 号

平成 28 年 3 月 30 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課) 1
○熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	(〃) 16
○熊本県道路占用規則の一部を改正する規則	(道路保全課) 16
訓 令	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税務課) 16

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 8 年 3 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 8 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
 熊本県税条例施行規則(昭和 3 0 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
 第 9 条の 7 中「徴収猶予の」を「徴収の猶予(以下この項及び第 1 1 条において「徴収の猶予」という。)の」に、「同条第 3 項の規定による徴収猶予期間」を「法第 1 5 条第 4 項の規定による徴収の猶予の期間」に、「徴収猶予(期間延長)申請書」を「徴収の猶予(期間の延長)申請書」に、「徴収猶予又は徴収猶予期間の延長を必要とする事由を証明すべき」を「条例第 8 条第 2 項各号、第 4 項各号又は第 6 項各号に掲げる」に改める。
 第 9 条の 8 の見出し中「徴収猶予申請書」を「条例第 3 9 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予申請書」に改める。
 第 1 0 条第 1 項中「第 1 5 条第 4 項前段又は後段」を「第 1 5 条の 2 の 2」に改める。
 第 1 0 条の 2 中「第 1 5 条の 2 第 2 項」を「第 1 5 条の 2 の 3 第 2 項」に改める。
 第 1 1 条中「徴収猶予を」「徴収の猶予を」に、「徴収猶予取消通知書」を「徴収の猶予取消通知書」に、「を」を「当該徴収の猶予を」により「当該徴収の猶予」に、「交付しなければ」「通知しなければ」に改める。
 第 1 1 条の 2 の見出し中「換価の猶予通知書」を「職権による換価の猶予通知書」に改め、同条中「第 1 5 条の 5 第 3 項」を「第 1 5 条の 5 の 2 第 3 項」に、「第 1 5 条第 4 項」を「第 1 5 条の 2 の 2 第 1 項」に改める。
 第 1 1 条の 3 の見出し中「換価の猶予取消通知書」を「職権による換価の猶予取消通知書」に改め、同条中「第 1 5 条の 6 第 2 項」を「第 1 5 条の 5 の 3 第 2 項」に、「別記第 1 9 号の 2 様式」を「別記第 1 9 号の 2 の 2 様式」に改め、同条の次に次の 3 条を加える。
 (申請による換価の猶予等の申請)
 第 1 1 条の 3 の 2 法第 1 5 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予(以下この項及び第 1 1 条の 3 の 4 において「申請による換価の猶予」という。)の申請をしようとする者又は法第 1 5 条の 6 第 3 項において準用する法第 1 5 条第 4 項の規定による申請による換価の猶予の期間の延長の申請をしようとする者は、換価の猶予(期間の延長)申請書(別記第 1 9 号の 2 の 3 様式)に条例第 1 0 条第 7 項各号又は第 9 項各号に掲げる書類を添え、住所を管轄する広域本部長等に提出しなければならない。
 (申請による換価の猶予取消通知書)
 第 1 1 条の 3 の 3 法第 1 5 条の 6 の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 1 5 条の 2 の 2 の規定による通知書の様式は、別記第 1 9 号の 2 の 4 様式による。
 (申請による換価の猶予取消通知書)
 第 1 1 条の 3 の 4 住所を管轄する広域本部長等は、法第 1 5 条の 6 の 3 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 5 条の 3 第 1 項の規定により申請による換価の猶予を取り消したときは、換価の猶予取消通知書(別記第 1 9 号の 2 の 2 様式)により当該申請による換価の猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。
 別記第 1 7 号様式及び別記第 1 7 号の 2 様式を次のように改める。

(裏)

徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細 (徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由)			
担 保 (該当する口には印を付けてください)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保の詳細 (担保の種類、数量、価額及び所在等) 又は担保を提供することができない特別の事情	
添付する書類欄 (該当する口には印を付けてください)	<input type="checkbox"/> 地方税法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類 <input type="checkbox"/> 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 当該徴収の猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに見込みを明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 地方税法施行令第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類 (当該徴収の猶予を受けようとする金額が 50 万円を超え、かつ当該徴収の猶予を受けようとする期間が 3 月を超える場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()		
備 考			

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 1 7 号の 2 様式 (第 1 0 条関係)

(表)

徴収の猶予(期間の延長) 承認 一部承認 通知書 不承認										
住所又は所在地 氏名又は名称							第 年	月	号 日	
様							熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長			印
年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予(期間の延長)については、次のとおり承認 (一部承認)する(承認しない)こととしましたので、通知します。(つきましては、次の徴収金を直ちに納付(納入)してください。)										
徴収金 (対象 税目等)	年 度 (事業年度)	期 別	税 目	納 期 限 既猶予期間	徴 収 金 額 の	徴収の猶予 をする金額 (既猶予額)	延滞金額 (既猶予額)	加算金額 (既猶予額)	滞 納 処 分 費 (既猶予額)	
				~	円	円	円	円	円	
				~						
				~						
				~						
				~						
	合計					円	円	円	円	円
徴収の猶予の期間等	徴収の猶予(延長)期間			年 月 日から 年 月 日まで						
		納付(納入)期限	納付(納入)額	備 考	納付(納入)期限	納付(納入)額	備 考			
	1		円		2	円				
	3		円		4	円				
	5		円		6	円				
	7		円		8	円				
	9		円		10	円				
	11		円		12	円				
一部承認する (承認しない) 理 由										
備 考										

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

(裏)

教	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出してください。</p>
示	<p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

別記第18号の2様式中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に、「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改める。
別記第19号様式及び別記第19号の2様式を次のように改める。

別記第 1 9 号様式 (第 1 1 条関係)

徴収の猶予取消通知書									
住所又は所在地 氏名又は名称							第 年	月	号 日
様							熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長 印		
年 月 日付け 第 号による徴収の猶予については、次の理由により取り消します。つきましては、次の徴収金を直ちに納付(納入)してください。									
徴 収 金 (対 象 税 目 等)	年 度 (事 業 年 度)	期 別	税 目	納 期 限 徴 収 の 猶 予 期 間	徴 収 金 額 の 金 額	猶 予 税 額	猶 予 延 滞 金 額	猶 予 加 算 金 額	猶 予 滞 納 処 分 費
				～	円	円	円	円	円
				～					
				～					
				～					
				～					
				～					
	合 計					円	円	円	円
当初猶予額		納付(納入)済額		取消し額		摘要			
取り消した理由									
備 考									
教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>								

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 1 9 号の 2 様式 (第 1 1 条の 2 関係)

納税者	様						第	年	月	日
	熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長									印
換価の猶予(期間の延長)通知書										
あなたの現状に鑑み、次の滞納金額について、換価の猶予(期間の延長)をします。つきましては、次の納付(納入)計画を確実に実行し、新たに県税を滞納しないようにしてください。										
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限 督促状発付年月日	徴 収 金 額 の 金 額	換 価 の 猶 予 を する 金 額	延 滞 金			
					円	円	円	円		
	合 計					円	円	円	円	
納 付 (納 入) 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額				
		円		円		円				
換価の猶予(延長)期間		年 月 日から 年 月 日まで								
差 押 の 内 容 担 保 物 件										
換価の猶予(期間の延長)事由		地方税法第 1 5 条の 5 第 項第 号該当								
教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>									

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 1 9 号の 2 様式の次に次の 3 様式を加える。

別記第 1 9 号の 2 の 2 様式 (第 1 1 条の 3、第 1 1 条の 3 の 4 関係)

納税者 <div style="text-align: center;">様</div> <div style="text-align: right;"> 熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長 </div> <div style="text-align: right;">印</div> <div style="text-align: center;">換価の猶予取消通知書</div> 年 月 日付け 第 号による換価の猶予については、次の理由により取り消します。つきましては、次の滞納金額を直ちに納付（納入）してください。	第 年 月 日								
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限 督促状発付年月日	徴 収 金 額 の 金 額	換 価 の 猶 予 を し た 金 額 金 額	延滞金		
					円	円	円	円	
			合 計		円	円	円	円	
	当初猶予額		納付（納入）済額		取消し額		摘 要		
取り消した理由									
備 考									
教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>								

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第 19 号の 2 の 3 様式 (第 11 条の 3 の 2 関係)

(受付印)

年 月 日

熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

印

換価の猶予(期間の延長)申請書

地方税法第 15 条の 6 第 1 項 (第 3 項において準用する同法第 15 条第 4 項) の規定により、次のとおり県税の換価の猶予 (期間の延長) を申請します。

滞納金額	年度	期別	税目	納期限	徴収金の金額	換価の猶予を受けようとする金額	延滞金
				督促状発付年月日			
					円	円	円
					円	円	円
合 計							

換価の猶予 (延長) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

納入(納入)計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
			円		円	

徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 (換価の猶予を受けた期間内に当該換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由)

担保 (該当する□にレ印を付けてください)

有 無

担保の詳細 (担保の種類、数量、価額及び所在等) 又は担保を提供することができない特別の事情

添付する書類欄 (該当する□にレ印を付けてください)

財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

当該換価の猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに見込みを明らかにする書類

地方税法施行令第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類 (当該換価の猶予を受けようとする金額が 50 万円を超え、かつ当該徴収の猶予を受けようとする期間が 3 月を超える場合に限り。)

その他 ()

備考

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 19 号の 2 の 4 様式 (第 11 条の 3 の 3 関係)

納税者 <div style="text-align: center;">様</div>	第 年 月 日 熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長 印
換価の猶予 (期間の延長) (不承認) 通知書 年 月 日付けで申請のあった換価の猶予 (期間の延長) については、次のとおり承認する (承認しない) こととしましたので、通知します。(つきましては、次の滞納金額を直ちに納付 (納入) してください。)	

	年度	期別	税 目	納 期 限		徴収金の金額	換価の猶予を受けようとする金額	延滞金		
				督促状発付年月日						
滞 納 金 額						円	円	円	円	
合 計						円	円	円	円	

換価の猶予 (延長) 期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------------	-----------------

納 付 (納 入) 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
			円		円	

承認しない理由	
---------	--

差 押 の 内 容	
担 保 物 件	

教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	---

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 2 9 号の 3 様式及び別記第 2 9 号の 4 様式を次のように改める。

別記第 2 9 号の 3 様式 (第 1 9 条の 5 関係)

年度個人県民税の徴収状況に関する報告書														
熊本県 広域本部長 様														
市町村長														
年 月 日														
区	分	現 年 度				滞 納 繰 越				合 計		入 合	考	
		金 額	税 額	税 外	税 額	税 外	金 額	税 額	税 外	税 額	税 外			
県 民 税	調 定 済 額													
	収 入 済 額													
	払 込 済 額													
	未 払 込 額													
	不 納 欠 損 額													
	滞 納 額													
	(1)納税交渉中													
	(2)分割納付中													
	(3)差押え・交付要求中													
	(4)徴収の猶予中													
	(5)換価の猶予中													
	(6)処分の停止中													
	調 定 済 額													
	収 入 済 額													
不 納 欠 損 額														
滞 納 額														
(1)納税交渉中														
(2)分割納付中														
(3)差押え・交付要求中														
(4)徴収の猶予中														
(5)換価の猶予中														
(6)処分の停止中														

(注) 1 この報告は、毎年5月31日(滞納繰越分にあつては、3月31日)現在の徴収状況とします。
 2 収入済額は、納税者から徴収した金額(1に掲げる日までに徴収した総額で未払込みのものを含まず。)をいいます。
 3 収入済額には、過徴納額を含みません。
 4 未払込額は、1に掲げる日までに徴収した金額で翌年度払込みとなるものをいいます。
 5 滞納額は、(1)の納税交渉中とは、滞納額のうち(2)～(6)に計上していないものをいいます。

確定あん分率
(0.)

別記第 2 9 号の 3 様式の附表 (その 2)

個人県民税に係る滞納処分の停止状況調																			
滞 納 処 分 停 止 額		本 年 度 中 の 处 理 済 額				翌年度への繰越額													
前年度からの 繰越額 (A)	本年度中の 処分停止額 (B)	計 (C)=(A)+(B)		取 消 額		不納欠損額 (F)		計 (G)=(D)+(E)+(F)											
		税額	人員	収入済額 (D)	その他 (E)	税額	人員	税額	人員										

(注) 法第 1 8 条該当欄の()内には、滞納処分停止をしていないものを外書すること。

別記第 2 9 号の 4 様式 (第 1 9 条の 6 関係)

(表)

年度個人県民税徴収取扱費概算・精算計算書					
				年 月 日	
熊本県 広域本部長 様		市町村長			
熊本県税条例第 3 5 条第 2 項の規定により、個人の県民税の徴収取扱費の計算書を提出します。					
区 分	基 数 (A)	乗 数 (B)	徴収取扱費等 (C) = (A) × (B)		
(1) 当該年度に賦課決定した納税義務者数に係るもの	納税義務者数 人	政令で定める額 円	円		
(2) 平成 1 8 年度以前賦課決定分の通知書数に係るもの	通知書枚数 枚	6 0 円	円		
(3) 平成 1 8 年度以前賦課決定分の払込額に係るもの	払込額 (ア)	本 税	/	/	
		税 外			
		計			
	控除額 (イ)	本 税			
		税 外			
		計			
	(ア) - (イ)	本 税			/
税 外					
	計	7 / 1 0 0	円		
(4) 歳出還付した個人県民税の過誤納額	市町村の歳出還付額 円	按分率	円		
(5) 過誤納額に係る還付加算金額	市町村の還付額 円	按分率	円		
(6) 個人県民税の納期前納付に対する報奨金額	報奨金額 円	按分率	円		
(7) 所得割から控除しきれなかった県が還付すべき配当割額又は株式等譲渡所得割額			円		
徴収取扱費 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7))			(D)	円	
県が今回支払うべき徴収取扱費					
金 額	徴収取扱費の合計額 (D)	既交付額 (E)			県が今回支払うべき徴収取扱費 (F) = (D) - (E)
		第 1 回概算	第 2 回概算	第 3 回概算	
	円	円	円	円	円

(裏)

(記載要領等)

1 この計算書の提出期限及び各区分の基数記載要領は、次のとおり。

	提出期限	基数 (A) 欄 記 入 要 領	
		区分(1)	区分(2)から区分(7)まで
第 1 回概算	6 月 2 0 日	当該年度の納税義務者数× 1 / 3	当該年度払込等に属する 4 月 1 日から 5 月 3 1 日までの 全払込額等
第 2 回概算	1 0 月 2 0 日	当該年度の納税義務者数× 2 / 3	当該年度払込等に属する 4 月 1 日から 1 0 月 1 0 日までの 全払込額等
第 3 回概算	3 月 2 0 日	当該年度の納税義務者数	当該年度払込等に属する 4 月 1 日から 3 月 1 0 日までの 全払込額等
精 算	翌年度の 6 月 2 0 日	当該年度の確定納税義務者 数	当該年度払込等に属する全払込額等

2 (1)は、地方税法(以下「法」という。)第 4 7 条第 1 項第 1 号に掲げる金額を算定するもので、(A)欄には、当該年度に賦課決定した納税義務者数(既に賦課決定していた税額を変更するものを除く。)を記載し、(B)欄には、地方税法施行令(以下「政令」という。)第 8 条の 3 に定める金額を記載すること。

3 (2)及び(3)は、平成 1 8 年度改正法附則第 5 条第 9 項により従前の例によることとされている平成 1 8 年度以前の賦課決定分(平成 1 9 年 4 月・5 月の特別徴収分を含む。以下同じ。)に係る徴収取扱費を計算するもの。

4 (3)(ア)は、平成 1 8 年度以前賦課決定分に係る県への払込額((イ)を含む。)を、(イ)は、法第 4 8 条により県が徴収して市町村へ払い込んだ県民税と市町村民税の合計額に政令第 8 条第 6 項に規定する按分率を乗じて得た額を記載すること。

5 (4)及び(5)は、法第 4 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる金額を算定するもので、(A)欄には同法第 1 7 条又は第 1 7 条の 2 の規定によって市町村が、還付し、又は充当した金額(歳出還付した金額に限る。)及び同法第 1 7 条の 4 の規定によって市町村が加算した過誤納金に係る還付加算金の金額を記載すること。

6 (6)は、法第 4 7 条第 1 項第 4 号に掲げる金額を算定するもので、(A)欄には法第 3 2 1 条第 2 項の規定によって市町村が交付した報奨金の額を記載すること。

7 (4)、(5)及び(6)の(B)欄には、政令第 8 条第 1 項から第 4 項までに規定する按分率を記載するが、具体的には次の按分率によること。

	算定に使用する按分率
第 1 回概算	前年度の確定按分率(前年度の 3 月 3 1 日現在によって算定した率)
第 2 回概算・第 3 回概算	特定按分率(当該年度の最初の納期限の末日現在によって算定した率)
精算	確定按分率(当該年度の 3 月 3 1 日現在によって算定した率)

8 (7)は、法第 4 7 条第 1 項第 5 号に掲げる金額を算定するもので、(C)欄には法第 3 7 条の 4 の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を市町村が還付し、充当した場合における当該控除することができなかった次の金額を記載すること。

(7)(C)欄記載額＝「県が負担して還付すべき額を市町村が肩代わりして還付・充当するもの」－「市町村が負担して還付すべき額を県税に充当するもの(県の収入が目減りするもの)」

9 徴収取扱費額の円未満の額は、切り捨てること。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年熊本県規則第3号）の一部を次のように改正する。
第2条後段中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改める。
第7条第2項中「第15条第4項前段又は後段」を「第15条の2の2」に改める。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第20号

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則
熊本県道路占用規則（昭和40年熊本県規則第50号）の一部を次のように改正する。
別表第2項第9号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に、「電気事業者を」を「電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）を」に改める。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第3号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令
熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
目次中「第148条」を「第148条-第148条の4」に改める。
第145条中「若しくは第3項」を「若しくは第4項」に、「徴収猶予（期間延長）申請書」を「徴収の猶予（期間の延長）申請書（規則別記第17号様式）」に、「徴収猶予（期間延長）承認、一部承認、不承認、取消決議書」を「徴収の猶予（期間の延長）承認、一部承認、不承認、取消決議書」に、「徴収猶予（期間延長）承認、一部承認、不承認通知書」を「徴収の猶予（期間の延長）承認、一部承認、不承認通知書」に改める。
第147条中「徴収猶予の」を「徴収の猶予の」に、「徴収猶予（期間延長）承認、一部承認、不承認、取消決議書」を「徴収の猶予（期間の延長）承認、一部承認、不承認、取消決議書」に、「徴収猶予取消通知書」を「徴収の猶予取消通知書」に改める。
第148条の見出し中「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同条中「又は法第15条の6の規定による換価の猶予の取消し」を削り、「換価の猶予（期間延長、取消）決議書」を「職権による換価の猶予（期間の延長）決議書」に、「換価の猶予（期間延長、取消）通知書」を「換価の猶予（期間の延長）通知書」に改める。
第148条の次に次の3条を加える。
（職権による換価の猶予の取消し）
第148条の2 法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項の規定による換価の猶予の取消しは、換価の猶予取消決議書（別記第137号の2様式）により決議し、換価の猶予取消通知書（規則別記第19号の2の2様式）により通知するものとする。
（申請による換価の猶予の取扱い）
第148条の3 広域本部長等は、法第15条の6の2の規定による換価の猶予（期間の延長）申請書（規則別記第19号の2の3様式）の提出があったときは、申請による換価の猶予（期間の延長）（不承認）決議書（別記第137号の3様式）により決議し、換価の猶予（期間の延長）（不承認）通知書（規則別記第19号の2の4様式）により通知するものとする。
（申請による換価の猶予の取消し）

第148条の4 法第15条の6の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項の規定による換価の猶予の取消しは、換価の猶予取消決議書（別記第137号の2様式）により決議し、換価の猶予取消通知書（規則別記第19号の2の2様式）により通知するものとする。
別記第135号様式を次のように改める。

別記第 1 3 5 号様式 (第 1 4 5 条関係)

							起案者	起 案	年 月 日
								決 議	年 月 日
								通知書送達	年 月 日
								決 議 番 号	
徴収の猶予(期間の延長)							承認 一部承認 不承認 取消	決議書	
納 税 者 又 は 特別徴収義務者		住所又は所在地							
		氏名又は名称							
徴 収 金 (対 象 税 目 等)	年 度 (事業年度)	期 別	税 目	納 期 限 既猶予期間	徴 収 金 額 の 金 額	猶予をする 額 (既猶予額)	延滞金額 (既猶予額)	加算金額 (既猶予額)	滞納処分費 (既猶予額)
				~	円	円	円	円	円
				~					
				~					
				~					
				~					
	合 計					円	円	円	円
内 容 議 (承認・一部承認・取消し)	徴収の猶予(延長)期間		年 月 日から 年 月 日まで						
	納付(納入)期限等	納付(納入)期限	納付(納入)額	備 考	納付(納入)期限	納付(納入)額	備 考		
		1	円		2	円			
		3	円		4	円			
		5	円		6	円			
		7	円		8	円			
		9	円		10	円			
		11	円		12	円			
	当初猶予額		納付(納入)済額		取消し額		摘要		
	担 保								
	差 押 事 項								
決 議 理 由		整 理 事 項							
		処 分 入 力							
備 考		滞納整理カード記入							
		差押調書整理表記入							

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第 1 3 7 号様式を次のように改める。

別記第 1 3 7 号様式 (第 1 4 8 条関係)

							起案年月日	. .	
							決裁年月日	. .	
職権による換価の猶予(期間の延長)決議書 次のとおり換価の猶予(期間の延長)をしてよろしいか伺います。									
納 税 者 等	住所又は 所在地								
	氏名又は 名称								
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限 督促状発付年月日	徴 収 金 額 の	換 価 の 猶 予 を する 金 額	延滞金		
					円	円	円	円	
	合 計					円	円	円	円
納 付 (納 入) 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額			
		円		円		円			
換価の猶予(延長) 期間		年 月 日から 年 月 日まで							
差 押 の 内 容 担 保 物 件									
猶予(期間の延長) 事由		地方税法第 1 5 条の 5 第 項第 号該当							
(備考欄)							整 理 区 分	記帳印	
							処 分 入 力		
							処 理 表		
							整 理 カ ー ド		

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 1 3 7 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第 1 3 7 号の 2 様式（第 1 4 8 条の 2、第 1 4 8 条の 4 関係）

						起案年月日	.	.
						決裁年月日	.	.
換価の猶予取消決議書								
次のとおり換価の猶予を取り消してよろしいか伺います。								
納 税 者 等	住所又は 所在地							
	氏名又は 名称							
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限 督促状発付年月日	徴 収 金 の 金 額 円	換価の猶予 をした金額 円	延滞金 円	円
	合 計					円	円	円
当初猶予額		納付（納入）済額		取消し額	摘要			
取り消す理由								
(備考欄)						整 理 区 分	記帳印	
						処 分 入 力		
						処 理 表		
						整 理 カ ー ド		

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 1 3 7 号の 3 様式 (第 1 4 8 条の 3 関係)

						起案年月日	.	.
						決裁年月日	.	.
<p>申請による換価の猶予(期間の延長) (不承認) 決議書</p> <p>次のとおり換価の猶予 (期間の延長) を (承認しないこと) してよろしいか伺います。</p>								
納 税 者 等	住所又は 所在地							
	氏名又は 名称							
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限 督促状発付年月日	徴収金の金額	換価の猶予 をする金額	延滞金	
					円	円	円	円
	合 計					円	円	円
決 議 内 容 (承認・ 不承認)	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額		
		円		円		円		円
換価の猶予 (延長) 期間		年 月 日から 年 月 日まで						
差 押 の 内 容 担 保 物 件								
猶予(期間の延長) (不承認) 事由								
(備考欄)						整 理 区 分	記帳印	
						処 分 入 力		
						処 理 表		
						整 理 カ ー ド		

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

附 則
この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。